

3 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

(平成18年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成18年9月22日、和歌山県美浜町の漁業協同組合及びその組合員85人から、和歌山県を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが漁場とする三尾沿岸の磯の岩場でアワビのえさである海藻が枯死し、貝類が死滅したのは、被申請人が設置・運営する日高川の椿山ダムから放流される高濃度かつ長期の濁水が磯に到着して、濁質が長期間浮遊して堆積し、海藻の生育を阻害したことが原因である。また、平成9年3月には日高港港湾整備に伴う洪水時の日高川からの濁水対策について申請人組合と被申請人は合意を取り交わしているが、被申請人は現在まで有効な対策を採らずにいる。このため、申請人らは16年6月に県知事に対し損害賠償を求めて公害紛争処理法に基づく調停申請を行っているところであり、申請人らの漁業被害は椿山ダムが洪水時に放流する濁水に起因するものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、和歌山県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、9回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、ダム放流水と漁業被害に関する専門的事項について調査・検討するため、平成19年7月13日、専門委員2人を選任した。その後、専門委員1人は、一身上の都合により、平成19年12月20日付けで辞任したが、平成20年2月1日、さらに専門委員2人を選任した。そのほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問、海藻実験及び底質分析調査を実施するなど、手続を進めた結果、22年6月1日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

また、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成 18 年（ゲ）第 1 号事件
和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第 1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

和歌山県日高郡美浜町三尾沿岸において、申請人らのアワビ、サザエ、トコブシ、イソモノ（ガンガラ）の貝類の水揚量・水揚額が平成 2 年以降減少する被害が発生しているのは、被申請人が、その設置、管理する椿山ダムから、洪水時に大量の微細濁質を高濃度に含む濁水を長時間にわたり放流させることにより、微細濁質が同沿岸の海中に高濃度で長時間浮遊（懸濁）し、岩礁部に堆積して、磯の海藻（アラメ、カジメ）群落を枯死させたことが原因であるとの裁定を求める。

2 被申請人

主文同旨の裁定を求める。

第 2 事案の概要

本件は、和歌山県日高郡美浜町三尾沿岸（以下「三尾沿岸」という。）において、漁業を営む申請人らが、アワビ、サザエ、トコブシ、イソモノ（ガンガラ）の貝類の水揚量・水揚額が平成 2 年以降減少する漁業被害（以下「本件漁業被害」という。）が発生しているのは、被申請人が、その設置、管理する椿山ダムから、洪水時に大量の微細濁質を高濃度に含む濁水を長時間にわたり放流させることにより、微細濁質が同沿岸の海中に高濃度で長時間浮遊（懸濁）し、岩礁部に堆積して、磯の海藻（アラメ、カジメ）群落を枯死させたことが原因であるとする裁定を求めた原因裁定の事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）